

全国海難防止強調運動に対する協力依頼について、お知らせ

このたび別紙の通り全国海難防止強調運動主催者代表より来る7月16日から7月31日までの16日間開催致します全国海難防止強調運動に対して協力方の来報がありましたのでお知らせ申し上げます。

以上

平成20年5月19日

全国海運組合連合会

日海防 第98号
平成20年5月16日



全国海運組合連合会 殿

全国海難防止強調運動主催者代表
社団法人 日本海難防止協会
会 長 友國 八郎

全国海難防止強調運動に対する協力依頼について

拝啓、時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴台におかれましては、(社)日本海難防止協会、(財)海上保安協会及び海上保安庁の実施する海難防止業務に対し、平素から御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび別添実施計画により、来る7月16日から7月31日までの16日間、全国海難防止強調運動を実施致しますので、傘下会員への周知、各種行事への参加、広報誌への掲載等御協力方よろしくお願い致します。

敬具

平成20年度全国海難防止強調運動実施計画

平成20年3月24日
全国海難防止強調運動実行委員会

1 運動の趣旨

海難事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

また、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、中央交通安全対策会議において決定された第8次交通安全基本計画（平成18年度から22年度までの5か年計画）においては、交通事故の防止は、国、地方公共団体、関係民間団体だけでなく、国民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題とされている。更に、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として昨年7月20日に施行された海洋基本法（平成19年法律第33号）においては、基本的施策として海洋の安全の確保、海洋に関する国民の理解の増進等が定められ、より一層推進してゆくこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、海の月間の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、平成20年度全国海難防止強調運動を推進することとする。

2 期間

平成20年7月16日（水）から31日（木）までの16日間

3 主催

（社）日本海難防止協会、（財）海上保安協会、海上保安庁

4 後援

国土交通省、気象庁、海難審判庁、水産庁、文部科学省（予定）、（財）日本海事センター

5 協賛

別紙のとおり

6 運動方針

(1) 目標

第8次交通安全基本計画における海上交通分野の目標として、

- ・ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数をゼロ
- ・海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数を220人以下

とすることが定められているところであり、また、ここ数年間の海難による死者・行

方不明者は減少傾向にあるものの負傷者数は横ばい状態である。

このため、

- ・大規模海難に発展する可能性の高い海難隻数の減少
- ・負傷者を伴う海難隻数の減少
- ・船舶海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数の減少

を本強調運動の目標とし、重点事項等を(2)及び(3)とする。

(2) 重点事項

①「見張り不十分又は操船不適切による衝突海難の防止」

～しっかり見張って早めの回避、あなたの安全・家族の安心～

<理由>

過去5年間の船舶海難の発生状況を見ると、

- ・大型船及び小型船ともに、船舶海難の種類は衝突海難が最も多いこと
- ・大型船及び小型船ともに、死傷者を伴う船舶海難の種類は衝突海難が最も多いこと
- ・大型船にあっては、衝突海難は沈没に至るような大規模海難に発展する可能性が高いこと
- ・衝突海難の主な原因は「見張り不十分」又は「操船不適切」

となっているため。

②「海中転落した遭難者が無事生還するために有効なライフジャケット着用の推進等」

<理由>

海中に転落した遭難者が無事に生還するためには、海面に浮いて救助を待つためのライフジャケット着用が有効であるため。

(3) 推進項目

① 「見張り不十分又は操船不適切による衝突海難の防止」に関する推進項目

イ 常時適切な見張りの徹底

a) 見張り不十分を原因とした衝突海難における相手船の初認状況を見ると、衝突まで気付かなかつた又は衝突直前に気付いたものが約7割を占めている。

このため、特に航行又は漂流中における常時適切な見張りの徹底を図る。

b) 視界制限状態や夜間においては、死傷を伴うもの又は沈没等大規模海難に至る可能性が高いことから、見張りの強化を図る。

ロ 避航船は早めに相手にわかりやすい動作を、保持船も協力動作をとることの徹底

操船不適切を原因とした衝突海難における初認時の判断状況を見ると、「相手船がよけるだろう」と判断したものが3割以上を占め、また、避航動作の実施状況を見ると避航船にも係らず避航動作をとっていないものが3割以上を有し、保持船にあっても協力動作をとっていないものが半数近くを占めている。

このため、避航船は早めに相手にわかりやすい動作をとり、保持船も協力動作をとることの徹底を図る。

ハ 船舶間のコミュニケーションの促進

接近する可能性のある船舶間の意思疎通を図り、早期に衝突の危険を回避する

ため、VHFや汽笛信号等を活用した船舶間のコミュニケーションの促進を図る。

ニ AIS（船舶自動識別装置）の有効活用の促進

AIS搭載船は、他のAIS搭載船舶の船名、信号符字、位置情報等が得られることから、船舶間の意思疎通及び相手船の動静把握が従来より容易となるため、これの有効活用の促進を図る。

ホ その他

各地における通航船舶、操業漁船、プレジャーボート等の活動実態や海難等の特性を踏まえ、地方の海難防止強調運動推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）において必要と認める項目。

② 「海中転落した遭難者が無事生還するために有効なライフジャケット着用の推進等」に関する推進項目

イ 自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の有効活用）の推進

ライフジャケットの有効性を呼びかけるとともに、海難等を迅速に通報するため携帯電話等の連絡手段の確保及び緊急通報電話番号「118番」の周知を行う。

ロ その他

連絡会議において必要と認める事項

7 実施体制

(1) 中央の実施体制

中央においては、全国海難防止強調運動実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する。

(2) 地方の実施体制

① 地方においては、地方の関係機関、海事・漁業関係団体等で構成する連絡会議が推進する。

② 連絡会議は、管区海上保安本部所在地に地方連絡会議を、海上保安（監）部の所在地に地区連絡会議をそれぞれ設置する。

ただし、管区海上保安本部所在地にあっては地方連絡会議のみの設置とすることができる。

③ 各連絡会議の事務局は、地方連絡会議にあっては海難防止団体又は海上保安協会の地方本部等に、地区連絡会議にあっては海難防止団体又は海上保安協会の地方支部等にそれぞれ置く。

8 実施事項

(1) 中央の実施事項

実行委員会は協賛団体等に協力を求め、次の事項を実施する。

① 関係団体の地方支部、傘下会員等への周知、各種行事への積極的参加の働きかけを行うとともに、各団体特有の運航実態や海難の発生状況を踏まえ、自主的な推進項目を可能な限り定め、自主運動の促進、活性化に努める。

② 関係団体の地方支部、傘下会員等の広報誌やホームページへの掲載等による本運

動の広報の実施。

- ③ 海難防止強調運動用ポスター及びリーフレットを作成し、協賛団体、地方連絡会議及び地区連絡会議等の関係先に配布することによる広報の実施。

(2) 地方の実施事項

地方連絡会議、地区連絡会議は、次の事項を参考に地域的特性を勘案した具体的実施計画をそれぞれ策定し、運動を推進する。

① 広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、広く国民一般を対象とし、周知・広報媒体を積極的に活用した PR 活動を実施する。

- イ テレビ、ラジオ、新聞、地方自治体の広報誌等を通じた本運動の広報の実施。
- ロ 連絡会議の構成員及び団体傘下企業等の発行する新聞、広報誌等による本運動の広報の実施。
- ハ 官公署、駅構内、海図販売店、マリーナ、漁協等国民の目につきやすい場所へのポスターの掲示。
- ニ 官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内、マリーナ等における、場内放送等による本運動の趣旨の周知。
- ホ ホームページ、M I C S、電光表示板等を利用した本運動の周知。
- ヘ 海の相談室（臨時に開設するものを含む）へのポスターの掲示、関連する各種パンフレット・リーフレットの備え付け、自己救命策確保関係の展示等による本運動の周知。

② 安全に関する指導、教育、訓練

- イ 訪船・現場指導、海難防止講習会、海上安全教室、ちびっ子ライフセービング教室、水難救済ボランティア教室、人命救助訓練等を積極的に実施する。
- ロ 連絡会議の構成員及び各団体傘下企業等を通じた、重点事項をはじめとした安全確保についての周知、指導。

9 効果評価の実施等

主催機関、団体は、本強調運動の海難防止に対する効果評価をできる限り数値的に行い、的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう検証に努め、必要な見直しを行うこととする。

また、効果評価をより適切に行うため、上記 6 (2) の重点事項は原則平成 22 年度まで継続することとし、推進項目等については当該評価を踏まえ改善することとする。

協賛団体

外国船舶協会	(財) 日本航路標識協会
独立行政法人 海上災害防止センター	(社) 日本港湾協会
外航船舶代理店協会	日本小型船舶検査機構
(財) 海難審判協会	(社) 日本作業船協会
漁船保険中央会	(社) 日本舟艇工業会
(財) 漁船海難遺児育英会	(財) 日本殉職船員顕彰会
石油連盟	(社) 日本新聞協会
船員災害防止協会	(社) 日本水難救済会
全国海運組合連合会	(財) 日本水路協会
全国漁業協同組合連合会	(社) 日本船主協会
漁船同盟連絡協議会	(社) 日本船長協会
全国釣船業協同組合連合会	(財) 日本船舶職員養成協会
全国内航輸送海運組合	日本船舶代理店協会
(社) 全国遊漁船業協会	(社) 日本船舶品質管理協会
全日本海員組合	(社) 日本造船工業会
全日本内航船主海運組合	(社) 日本損害保険協会
全国内航タンカー海運組合	(社) 日本鉄鋼連盟
(社) 大日本水産会	日本内航海運組合総連合会
(財) 中央漁業操業安全協会	日本水先人会連合会
内航大型船輸送海運組合	日本放送協会
(財) 日本海事協会	日本ボードセーリング協会
(社) 日本海事検定協会	(社) 日本マリーナ・ビーチ協会
(財) 日本海事広報協会	(社) フィッシャリーナ協会
(社) 日本外航客船協会	(社) 日本民間放送連盟
(社) 日本海洋少年団連盟	(社) 海洋調査協会
(財) 日本海洋レジャー安全・振興協会	(社) 日本旅客船協会
(財) 日本セーリング連盟	(財) 日本気象協会
パーソナルウォータークラフト安全協会	(社) 燈光会
(社) 日本港運協会	全国かじき流網漁業者協会
日本遠洋旋網漁業協同組合	(社) 全国まき網漁業協会
(社) 全国沖合いかつり漁業協会	(社) 全国漁業無線協会
北部太平洋まき網漁業協同組合連合会	(社) 全国さんま漁業協会
北洋はえなわさし網協会	(社) 全国底曳網漁業連合会
(社) 海外まき網漁業協会	日本長距離フェリー協会
(社) 全国大型いかつり漁業協会	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
国際商業会議所日本委員会	(社) 日本トロール底魚協会
全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会	(社) 全国近海かつお・まぐろ漁業協会

平成19年度 第2回 全国海難防止強調運動実行委員会(2008. 3. 24実施)

委員等名簿

1. 委員

(順不同・敬称略)

氏名	所属	住所
森本 靖之	(社) 日本船長協会 会長	千代田区麴町4-5 (102-0083) (3265) 6641
半田 收	(社) 日本船主協会 常務理事	千代田区平河町2-6-4 (102-8603) (3264) 7177
眞鍋 貞隆	(社) 日本旅客船協会 常務理事	千代田区麴町2-3 アーバンBLD麴町 (102-0093) (3265) 9681
橋本 豊	(財) 日本気象協会 常務理事	豊島区東池袋3-1-1 かんしゃイン60 (170-6055) (5958) 8179
石井 隆司	日本内航海運組合総連合会 第二事業部長	千代田区平河町2-6-4 (102-0093) (3263) 4597
小坂 智規	(社) 大日本水産会 常務理事	港区赤坂1-9-1 3 (107-0052) (3585) 6682
長屋 信博	全国漁業協同組合連合会 参事	千代田区内神田1-1-1 2 (101-8503) (3294) 9613
三宅 隆	全日本海員組合 中央執行委員	港区六本木7-1 5-2 6 (106-0032) (5410) 8327
藤田 俊助	(財) 日本海事広報協会 常務理事	中央区湊2-1 2-6 湊SYビル (104-0043) (3552) 5031
橋川 隆	(社) 日本マリーナ・ビーチ協会 理事長	千代田区麴町4-5 (102-0081) (3222) 3734
浪川 宏	(財) 日本セーリング連盟 外洋統括委員会安全委員長	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内 日本セーリング連盟 (150-8050) (3481) 2357
青木 稔	(社) 日本海洋少年団連盟 専務理事	中央区湊2-1 2-6 湊SYビル (104-0043) (3553) 1818
多田 次男	日本小型船舶検査機構 理事	千代田区九段北4-1-3 (102-0073) (3239) 0821
結城 建輔	船員災害防止協会 囑託	千代田区麴町4-5 (102-8603) (3263) 0918
高尾 留雄	(財) 日本海洋ジャー安全・振興協会 常務理事	横浜市中区太田町4-4 7 コーワ太田町ビル (231-0011) (045-228-3061)
馬渡 健治	(社) 日本舟艇工業会 事務局長	中央区銀座2-5-1 浅野ビル (104-0061) (3567) 6707
磯貝 正夫	(社) 日本水難救済会 常務理事	千代田区麴町4-5 (102-0083) (3222) 8066
久保田 勝	(財) 海上保安協会 理事長	中央区湊3-5-10 セントラル新富町ビル (104-0043) (3297) 7580
松浦 道夫	(社) 日本海難防止協会 理事長	港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル (105-0001) (3502) 2233

2. 海上保安庁

(順不同・敬称略)

氏名	所属	住所
米岡 修一	海上保安庁 交通部長	千代田区霞が関2-1-3 (100-8989) (3591)6361
星島 伸至	海上保安庁 総務部 参事官	千代田区霞が関2-1-3 (100-8989) (3591)6361
木田 祐二	海上保安庁 警備救難部 救難課長	千代田区霞が関2-1-3 (100-8989) (3591)6361
尾関 良夫	海上保安庁 交通部 企画課長	千代田区霞が関2-1-3 (100-8989) (3591)6361
安達 徹	海上保安庁 交通部 安全課長	千代田区霞が関2-1-3 (100-8989) (3591)6361

3. 関係官庁等

(順不同・敬称略)

氏名	所属	住所
矢島 靖	国土交通省 総合政策局 総務課交通安全対策室課長補佐	千代田区霞が関2-1-3 (100-8989) (5253)8111
吉永 隆博	国土交通省 海事局 総務課安全政策室長	千代田区霞が関2-1-3 (100-8989) (5253)8111
長太 茂樹	国土交通省 港湾局 総務課危機管理室長	千代田区霞が関2-1-3 (100-8989) (5253)8111
松村 崇行	気象庁 予報部 業務課 課長補佐	千代田区大手町1-3-4 (100-0004) (3212)8341
山口 浩孝	高等海難審判庁 総務課 課長補佐	千代田区霞が関2-1-2 (100-8918) (5253)8821
金子 守男	水産庁 漁政部 企画課 課長補佐	千代田区霞が関1-2-1 (100-8907) (3502)8111
橘高 修一	水産庁 資源管理部 沿岸沖合課 遊漁・海面利用室 課長補佐	千代田区霞が関1-2-1 (100-8907) (3502)8111

4. 事務局

社団法人 日本海難防止協会

常務理事 津田 眞吾

企画国際部長 増田 正司

平成20年度全国海難防止強調運動地方推進連絡会議事務局

団体名	郵便番号	住所	ビル名	所属	事務局長	TEL
北海道地区海難防止強調運動推進連絡会議事務局	047-0007	小樽市港町5-3	小樽港湾合同庁舎	海上保安協会北海道地方本体内	中谷 和彦	0134-33-7826
東北地方海難防止強調運動推進連絡会議事務局	985-0011	塩釜市貞山通1-2-2		海上保安協会東北地方本部	遠藤 年明	022-362-1791
関東地方海難防止強調運動推進連絡会議事務局	231-0002	横浜市中区海岸通3-9	横浜ビル	東京湾海難防止協业内	佐瀬 和正	045-212-2232
海難防止強調運動推進東海地方連絡会議事務局	455-0034	名古屋市港区西倉町1-54	名海運輸作業(株)ビル	伊勢湾海難防止協业内	山崎 嘉弘	052-651-0522
近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議事務局	650-0024	神戸市中央区海岸通5番	商船三井ビル	神戸海難防止研究会	竹林 啓二	078-332-2035
海難防止強調運動瀬戸内海地方推進連絡会議事務局	734-0011	広島市南区宇品海岸3-10-17		海上保安協会広島地方本部	上田 広一	082-251-5111
西日本海難防止強調運動推進連絡会議事務局	801-0852	北九州市門司区港町7-8	郵船ビル内	西部海難防止協业内	大園 伸男	093-321-4495
日本海西部地方推進連絡会議事務局	624-0946	舞鶴市字下福井901	第八管区海上保安本部	海上保安協会舞鶴地方本体内	西山比佐夫	0773-76-4100
中部日本海海難防止強調運動推進連絡会議事務局	950-0072	新潟市庵が島1-9-2		日本海海難防止協业内	桑島 廣	0252-47-8531
鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会議事務局	892-0823	鹿児島市住吉町15-11 中川運輸株式会社		海上保安協会鹿児島支部	児玉 真人	099-226-5111
沖縄県地方海難防止強調運動推進連絡会議事務局	900-0012	那覇市泊3-1-6		海上保安協会沖縄地方本部	梶原 秀吉	0988-68-6616